

インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律（案） ～背景及び立法趣旨～

近年、インターネットをはじめとする情報通信技術の急速な発展により、種々のデジタルコンテンツ・サービスの提供といった以前は例外的であった取引が日常的に行われるようになってきているが、このようなインターネット等を通じて行われる役務の提供について、現行の消費税制度では、国内事業者が提供する場合には国内取引として消費税が課税されるのに対し、国外事業者が提供する場合には国外取引として消費税が不課税となるというように、その取り扱いが異なる状況が生じ、事業者間の競争条件に歪みを与える場合が出てきている。

こうした状況において、経済活動に対する課税の中立性を確保するとともに、我が国の課税権を確保するため、国際機関における議論や諸外国における制度の現状も踏まえつつ、電子書籍・音楽・広告の配信や法務サービスなどの役務の提供が国境を越えて行われた場合についても、日本に所在する事業者や消費者が役務の提供を受けた場合は広く国内取引として位置付け、我が国の消費税を課することができるよう、内外判定基準を見直すことが基本的に望ましい方向性であると考えられる。

他方、このような内外判定基準の見直しは、経済活動に与える影響が大きいことから、その具体的な基準や課税の方式の検討に当たっては、現在の制度が経済活動に対する中立性を阻害している程度、制度変更に伴う事業者の追加的な負担の程度、適正な税務執行を確保する観点等を十分踏まえることが不可欠である。

現在、政府税制調査会においても制度化に向けた検討が行われているものと承知しているが、国内事業者からは早期の実施を求める要望が出されているところであり、政府に対し、国内外の事業者の準備期間等にも配慮しつつ、消費税率が本年4月より引き上げられたことも踏まえ、できるだけ迅速かつ確実な制度化を促すことが必要であると考え、そのための立法措置を講じようとするものである。